

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第96号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年6月17日 21時40分ごろ	
発生場所	長崎県対馬市豊玉町沖ノカノ瀬 郷埼灯台から真方位032° 5.9海里 付近 (概位 北緯34° 24′ 東経129° 16.1′)	
事故等調査の経過	平成21年6月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第六悦丸、4.3トン	
船舶番号、船舶所有者等	NS3-73409（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	船首船底部に破口	
事故等の経過	本船は、船長1人が乗り組み、豊玉町綱島南西方沖を約10ノットの速力で手動操舵により航行中、平成21年6月17日21時40分ごろ、綱島南西方の沖ノカノ瀬（浅瀬）に乗り揚げた。 本船は、僚船により小綱漁港までえい航され、廃船処分となった。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約1m/s、視程 5～6海里 海象：北からのゆっくりしたうねり	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 船長は、夜間、左舷前方にいたイカ釣り船の集魚灯が目に入り、周囲が見えなくなった際、船位を確認することなく航行したため、浅瀬に接近していることに気付かなかつたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が綱島南西方沖を航行中、船位の確認を行わなかったため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	